【スカパー！光用デジタルチューナー等レンタルサービス契約約款】

第1条(目的)

株式会社オプティキャスト(以下「当社」といいます。)は、このスカパー！光用デジタルチューナー等レンタルサービス契約約款(以下「本約款」といいます。)により、当社が提供するスカパー！光サービスの提供を受けるにあたり必要なデジタルチューナー及びその付属品の貸与等のサービスを提供します。

第2条(定義)

本約款において使用する用語は、電気通信役務利用放送法又は有線テレビジョン放送法(以下両法を併せて「法」といいます。)において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
1. オプティキャスト施設利用サービス	業務区域内において、当社が提供する地上放送、BS放送、FM放送等の同時再送信による放送サービスであって、当社と契約を締結することにより利用可能となるもの
2. オプティキャスト施設利用サービス契約	オプティキャスト施設利用サービスの提供を受けることを目的として当社と締結される契約
3. スカパー！光サービス	業務区域内において、東経 124 度及び 128 度に位置する通信衛星を用いたデジタル放送の同時再送信により有料で提供されるオプションチャンネル、オプションパック、オプションセット、PPV、PPD 及び PPS によって構成される当社の放送サービスであって、当社と契約を締結した場合にのみ視聴可能となるもの
4. スカパー！光サービス契約	スカパー！光サービスの提供を受けることを目的として当社と締結される契約
5. デジタルチューナー	当社の指定する技術的な基準に適合するデジタル放送用受信機で、スカパー！光サービスを視聴するために必要な装置(スカパー！IC カードを除きます。)
6. デジタルチューナーの種別	デジタルチューナーの種別は、次のとおりとする。 ・ スカパー！光 CS デジタルチューナー ・ スカパー！光 CS デジタル DVR
7. デジタルチューナー等	別表①に規定するデジタルチューナー及びその付属品
8. スカパー！IC カード	デジタルチューナーに挿入されることにより、デジタルチューナーを制御する、IC を組み込んだスカパーJSAT 株式会社(以下「スカパー」といいます。)が貸与するカード
9. 契約申込者	本約款に基づき、当社に対しデジタルチューナー等の貸与等のサービス(以下「レンタルサービス」といいます。)に関する契約(以下「レンタルサービス契約」といいます。)を申込む個人とし、法

	人、財団、組合その他の団体を含まないものとします。
10.契約者	本約款に基づき、当社との間でレンタルサービス契約を締結した個人とし、法人、財団、組合その他の団体を含まないものとします。
11.契約者個人情報	生存する契約者（契約申込者及び解除等により、レンタルサービス契約が終了した契約者も含みます。）個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の契約者個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の契約者個人を識別できることとなるものを含みます。）

第3条（申込み及びレンタルサービス契約の成立等）

1. 契約申込者は、当社又は当社が指定する者（当社の代理店等）に対し、予め本約款に同意の上、当社所定の方法でレンタルサービス契約の申込みを行うものとします。その際、当社は契約申込者に対し、本人確認資料の提供を求めることがあります。
2. レンタルサービス契約は、次のいずれかの場合に成立するものとします。

（1） 契約申込者が第6条に規定するデジタルチューナー等の取り付け工事を希望しない場合、契約申込者が前項に規定する申込みを行い、当社又は当社が指定する者が当該契約申込者に対してデジタルチューナー等を引き渡したとき。

（2） 契約申込者が第6条に規定するデジタルチューナー等の取り付け工事を希望した場合、契約申込者が前項に規定する申込みを行い、デジタルチューナー等の引き渡しを受け、当社が業務委託する工事会社（以下「提携工事会社」といいます。）によるデジタルチューナー等の取り付け工事が完了したとき。

3. 当社は、スカパー！光サービスの提供を行っていない地域の契約申込者からのレンタルサービス契約の申込みを受け付けないことがあります。
4. 当社は、契約申込者がレンタルサービス契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合には、レンタルサービス契約の申込みを受け付けないことがあります。
5. 当社は、契約申込者が当社の定める審査基準を満たさない場合には、レンタルサービス契約の申込みを受け付けないことがあります。

第4条（スカパー！光サービス契約の締結）

レンタルサービス契約の申込みは、当社が別に定める場合を除き、スカパー！光サービス契約を締結していること又はレンタルサービス契約の申込みと同時にスカパー！光サービス契約を締結することが必要となります。

第5条（貸与及び設置場所等）

1. 当社は、契約者に対し、デジタルチューナー等を貸与します。

2. 当社が貸与するデジタルチューナー等は、当社が選択・決定するものとし、第14条に定める故障・メンテナンス等当社が別途指定する場合を除き、変更・取替えはできないものとします。
3. デジタルチューナー等の設置場所は、契約者の住居のみとし、それ以外の事業所、店舗、休憩場等不特定又は多数の人が視聴できる場所等にデジタルチューナー等を設置することはできないものとします。

第6条（取り付け工事）

1. 契約申込者は、デジタルチューナー等の取り付け工事を希望する場合、第3条に基づくレンタルサービス契約の申込みを行う際に、当社に対しデジタルチューナー等の取り付け工事の申込みを行うことにより、当社と契約のうえ、当社又は提携工事会社を利用して、デジタルチューナー等を取り付けることができるものとします。この場合、取り付け工事の日時は、当社又は提携工事会社が契約申込者に対して電話連絡を行うことによって調整のうえ定めるものとします。
2. 契約申込者は、デジタルチューナー等の取り付け工事において、別表⑥に規定する標準取り付け工事に加えて、別表⑥に規定する標準外取り付け工事の費用が必要となる場合があることを予め承諾するものとします。標準外取り付け工事が必要となる場合、当社が別途工事費用の金額見積りを行うものとします。当社は、契約申込者が当該見積もりに承諾のうえ、標準外取り付け工事の施工を委託した場合に限り、標準外取り付け工事を実施するものとします。
3. デジタルチューナー等の取り付けに際し、取り付け場所が賃貸住宅等であって、取り付け自体に許可その他の手続を要する場合又は取り付け場所もしくは取り付け工事の際に提携工事会社が使用する場所に使用許可その他の手続を要する場合、これらの許可その他の手続は契約申込者自身の責任と費用をもって行うものとします。
4. 契約申込者は、技術的・物理的な事情により、デジタルチューナー等の取り付けができず、レンタルサービスの提供を受けることができない場合があることを予め承諾するものとします。

第7条（レンタル料）

契約者は、別表②に規定するレンタル料を別表⑦に規定するところにより当社に支払うものとします。

第8条（取り付け工事費用）

契約者又は契約申込者は、第6条に規定するデジタルチューナー等の取り付け工事を希望した場合、別表⑥に規定する工事費を前条に規定するレンタル料の支払方法と同一の方法又は当社が指定する方法により支払うものとします。

第9条（支払い等）

1. レンタルサービス契約に基づくレンタル料その他本約款に基づき契約者が当社に対して負担する債務の支払は、当社が別途認めた場合を除き、別表⑦に規定するところによるものとします。
2. 当社によるレンタル料の請求・収納及びそれに付随する業務については、契約者が別途締結するスカパー！光サービス契約に基づく視聴料等の請求・収納の代行及びそれに付随する業務と同時に行うことがあります。
3. 当社は、レンタル料とその他本約款に基づき契約者又は契約申込者が当社に対して負担する債

務の請求・収納及びそれに付随する業務を第三者に委託し、又は本契約に基づく債権を譲渡することがあります。

第 10 条（延滞利息）

レンタル料その他本約款に基づき契約者が当社に対して負担する債務に関し、契約者がそれらの支払期日から 1 ケ月を経過しても支払わない場合には、当社は契約者に対して、支払期日の翌日から起算して完済するまでの間について年 14.5%の割合で計算した金額を延滞利息として請求できるものとします。

第 11 条（デジタルチューナーの種別の変更）

1. 契約者は、デジタルチューナーの種別を変更しようとする場合においては、当社又は当社の指定する者に対し、当社所定の方法でデジタルチューナーの種別の変更申込みを行うものとします。
2. レンタルサービス契約に関するデジタルチューナーの種別を変更する契約(以下「変更契約」といいます。）は、変更後のデジタルチューナーの種別に応じて、第3条第2項の規定に準じ、成立するものとします。
3. 契約者は、変更契約が成立した場合、変更契約が成立した日の属する月においては、従前のデジタルチューナーの種別に応じたレンタル料を支払い、当該月の翌月からは、変更後のデジタルチューナーの種別に応じたレンタル料を支払うものとします。
4. デジタルチューナーの種別を変更した契約者は、変更契約が成立した日の翌日から 30 日以内に、契約者の責任と費用負担において、当社に対し、デジタルチューナーの種別を変更した契約者が所持する従前のデジタルチューナー等を、損害及び損傷を与えない梱包形態及び送付方法にて返還するものとし、上記期間内に当該デジタルチューナー等が返還されない場合、デジタルチューナーの種別を変更した契約者は、第18条の規定に準じ、従前のレンタルサービス契約が成立した日から変更契約が成立した日までの期間に応じ、別表③に規定するデジタルチューナー未返還損害金を当社の請求により支払わなければならないものとします。

第 12 条（管理等）

1. 契約者は、レンタルサービス契約に基づき当社から貸与を受けたデジタルチューナー等を、善良な管理者の注意義務をもって維持・管理するものとします。
2. 契約者は、当社が必要に応じて行うデジタルチューナー等のバージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
3. 契約者は、デジタルチューナー等を破損・紛失等した場合には、別表⑤に規定するデジタルチューナー等交換費用を支払うことにより、当社より充当、交換を受けることができるものとします。但し、この場合でもデジタルチューナー等のレンタル料は変更されないものとします。

第 13 条（スカパー！IC カード）

スカパー！IC カードに関する取り扱いについては、スカパーの「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第 14 条(故障・メンテナンス等)

1. デジタルチューナー等が、正常な使用状態で、故障・破損等の機能不全により正常に動作しなくなった場合、当社は、貸与中のデジタルチューナー等を無償で修理又は交換します。但し、デジタルチューナー等の機能不全が天災、契約者の故意又は過失による行為に起因するときは、貸与中のデジタルチューナー等の修理・交換に要する費用及び機能不全の原因調査費用その他の修理・交換に関連する費用は、契約者の負担とします。
2. 前項の修理・交換に要する作業は、契約者が当社カスタマーセンターに電話連絡を行うことにより当社より手配するものとします。
3. デジタルチューナー等の瑕疵により、契約者又は第三者の生命、身体又は財産等を害することが予想される場合、当社は、無償でデジタルチューナー等を修理又は交換するものとします。その場合、契約者は、当社又は当社の指定する者に対し、修理又は交換作業をするのに必要な場所の提供その他の必要な協力をするものとします。

第 15 条(禁止事項)

1. 契約者が、次の各号に定める行為を行うことを禁止します。

(1) デジタルチューナー等の分解、改造、損壊、破棄その他これに類する行為
(2) デジタルチューナー等の第三者への譲渡、質入れ、転貸等の処分
(3) デジタルチューナー等の同一世帯内以外での使用及び同居人以外の使用
(4) デジタルチューナー等の日本国外への持ち出し
(5) レンタルサービスを用いた法令に違反する行為
(6) 契約者が、レンタルサービス契約の申込みの際、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項の全部又は一部について、真実とは異なることを告げること
(7) レンタルサービスに係る当社の権利を侵害し、又は利益を損なう行為

2. 前項の禁止事項の一に該当すると当社が判断した場合、契約者は当社の請求に従い当社が定める損害賠償金を支払わなければなりません。

第 16 条(免責)

当社は、次の各号に定める事項については、何らの責任も負わないものとします。

(1) 天災地変及び気象、自然現象に起因するスカパー！光サービスにおける視聴障害
(2) 当社以外の第三者に起因するスカパー！光サービスにおける視聴障害
(3) 契約者の故意又は過失に起因するスカパー！光サービスにおける視聴障害

第 17 条(スカパー！光 CS デジタル DVR に関する免責等)

1. 当社は、スカパー！光 CS デジタル DVR に関するレンタルサービス契約が終了した場合(スカパー！光 CS デジタル DVR からスカパー！光 CS デジタルチューナーへの変更契約の締結に伴う終了の場合を含みます。以下同じ。)、終了日の翌日をもって、当該スカパー！光 CS デジタル DVR の録画及び再生機能の使用を不可能とする制御措置をとることができるものとします。
2. 当社は、スカパー！光 CS デジタル DVR に関するレンタルサービス契約において、次の各号に

定める事項については、何ら責任を負わないものとします。

（1） 原因の如何を問わず、スカパー！光 CS デジタル DVR に不具合が生じたことによる録画・編集されたデータの消失

（2） スカパー！光 CS デジタル DVR が故障等により修理又は交換された場合における録画・編集されたデータの消失

（3） スカパー！光 CS デジタル DVR に関するレンタルサービス契約の終了により、当社に返還されたスカパー！光 CS デジタル DVR に録画・編集されたデータの消失

第 18 条（契約者が行う解約）

1. 契約者は、レンタルサービス契約を解約しようとする場合においては、その月末をもって解約を希望する月の前月末日（同日を含みます。）までに、当社又は当社の指定する者に通知（以下「解約通知」といいます。）するものとします。この場合においては、レンタルサービス契約は当該月末をもって解約されるものとします。但し、レンタル料の滞納がある場合、契約者は、この解約の申込みを行うことはできないものとします。
2. 契約者は、前項に基づく解約申込みを行う際に、当社に対してデジタルチューナー等の取り外しの申込みを行うことにより、当社又は提携工事会社を利用してデジタルチューナー等を取り外すことができるものとします。この場合、取り外し工事の日時は、当社又は提携工事会社が契約者に対して電話連絡を行うことによって調整のうえ定めるものとします。
3. 契約者は、前項の場合、別表⑥に規定するデジタルチューナー取り外し工事の費用が必要となることを予め承諾するものとします。
4. 第1項に基づく解約の申込みを行った契約者は、レンタルサービス契約が終了した日の翌日から 30 日以内に、契約者の責任と負担において、貸与したデジタルチューナー等、スカパーICカード（以下併せて「返却物」といいます。）を当社が指定する返却先に返却物に損害、損傷を与えない梱包形態、配送方法にて返還するものとします。上記期間内に返却物が返還されない場合、契約者は、別表③に定めるデジタルチューナー未返還損害金を当社の請求により支払わなければならないものとします。なお、本項の規定は、レンタルサービス契約の終了後も依然として効力を有するものとします。
5. 契約者は、第1項に基づく解約の申込みを行う際に、当社に対して、デジタルチューナー等返還用の梱包箱を申込むことができるものとします。この場合、契約者は、当社に対して、当該梱包箱の代金及び送付手数料として 2,100 円（税込）を、レンタル料の支払方法と同一の方法又は当社が指定する方法により支払うものとします。
6. 契約者は、第1項に基づく解約の申込みを行う際に、当社に対して、デジタルチューナー等の引き取りを希望する場合、別表④に規定するデジタルチューナー等レンタル回収等手数料を、レンタル料の支払方法と同一の方法又は当社が指定する方法により支払うものとします。

第 19 条（当社が行う解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約者に対して、何らの通知又は催告を行うことなく、レンタルサービス契約を解除することができるものとします。

（1） レンタル料の滞納が 2 ケ月に及んだとき

（2） 破産、民事再生手続開始又は特定調停に関する法律に基づく調停の申し立てを行ったときもしくは第三者に債務整理を委任したとき

（3） レンタルサービス契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき

2. 当社は、前項の他、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、相当の期間を定めた催告を行ったうえで、契約者とのレンタルサービス契約を解除できるものとします。

（1） 本約款に違反したとき

（2） 契約者がレンタルサービス契約締結時又はレンタルサービス契約締結後1カ月以内にスカパー！光サービス契約を締結しないとき（第4条に基づき別途当社が認めた場合を除きます。）

3. 当社がレンタルサービス契約を解除した場合、契約者は、当社に対して、返却物を直ちに返還するとともに、滞納したレンタル料その他本約款に基づき契約者が当社に対して負担する債務を直ちに支払わなければなりません。また、レンタルサービス契約解除後、レンタルサービス契約の解除日の翌日から 30 日以内に返却物が返還されない場合、契約者は、契約日から解約日までの期間に応じ、別表③に定めるデジタルチューナー未返還損害金を当社の請求により支払わなければなりません。なお、本項の規定は、レンタルサービス契約の終了後も依然として効力を有するものとします。

第 20 条（契約者個人情報の取り扱い）

1. 当社は、契約者個人情報を、法令及び本約款の規定に従って適正に取り扱います。

2. 契約者個人情報により特定される個人が当社に対して行う法令に基づく各種求め(開示・訂正・利用停止等の請求)に関する手続き、その他の取り扱いに関し必要な事項については、本約款のほか、当社のプライバシーポリシー（http://www.opticast.jp/）に定めるとおりとします。また、当該手続き、契約者個人情報に関する苦情、その他の契約者個人情報に関する問い合わせについては、次の窓口において受け付けます。

スカパーJSAT 株式会社個人情報管理事務局

電話番号 03-5571-7989 （この電話番号は変更する場合がございます。変更された場合は、当社のホームページ（http://www.opticast.jp/）に掲載します。）

3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、契約者個人情報を取り扱うとともに、保有する契約者個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。

4. 当社は、契約者個人情報の漏洩、滅失又は毀損その他契約者個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。

第 21 条（契約者個人情報の利用目的等）

1. 当社は、以下の目的のために契約者個人情報を利用いたします。

（1） レンタルサービスの提供（デジタルチューナー等の貸与、契約申込者及び契約者に対する通知、連絡、並びに契約申込者及び契約者からの問合せ、苦情等に対応する応対等）

（2） デジタルチューナー等の配送、取り付け、修理・交換、取り外し及びアフターサービス

（3） スカパー！光サービスに関する情報の提供

（4） レンタルサービスの向上を目的としたマーケティング調査

(5)　契約申込者及び契約者に対する特典の提供
(6)　請求関連事務
(7)　各種統計処理
(8)　その他上記に付随する業務の遂行のため

2. 当社は、次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ないで、前項の利用目的を超えて、契約者個人情報を取り扱うことはありません。
(1)　法令に基づく場合
(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3. 当社は、次に掲げる場合を除き、契約者個人情報を第三者に提供しません。但し、前項の各号に定める場合には、この限りではありません。
(1)　本人が書面等により同意した場合
(2)　本人の求めに応じて当該契約者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項を予め本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においたとき
(ア)　第三者への提供を利用目的とすること
(イ)　第三者に提供される契約者情報の項目
(ウ)　第三者への提供の手段又は方法
(エ)　本人からの求めに応じて当該契約者情報の第三者への提供を停止すること

第 22 条(情報の変更等)

1. 契約者がレンタルサービスを受けるにあたり、当社に提供した氏名、住所、電話番号等の情報に関して、変更が生じた場合、契約者は、速やかに当社宛て通知しなければなりません。契約者が本項の通知を怠ったことにより契約者又は第三者が被った損害については、当社は、一切責任を負わないものとし、第三者と紛争を生じた場合、契約者が自己の費用と責任で解決するものとします。

2. 当社は、契約者から契約者個人情報の変更の通知を受けた場合、すみやかに契約者個人情報を最新のものに変更するものとします。

第 23 条(スカパー！光サービス契約に関する契約者個人情報の利用)

契約者は、当社がスカパー！光サービス契約の締結の際もしくは契約履行中に、当社に対して契約者が提供した契約者個人情報を、レンタルサービス契約の締結及び当該契約の履行のために利用することに同意するものとします。

第 24 条（権利義務の譲渡等の禁止）

契約者は、本約款上の地位又は本約款に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に対して譲渡、承継その他の処分をすることはできないものとします。

第 25 条（契約上の地位の承継）

相続により、契約者の本約款上の地位は、現にデジタルチューナー等を占有している相続人に承継されるものとします。

第 26 条（損害賠償）

1. 契約者が本約款の定めに違反しこれによって当社が損害を被った場合、当社は契約者に対してその賠償を求めることができるものとします。
2. デジタルチューナー等が原因により契約者が損害を被った場合の損害賠償については、契約者が直接被った損害に限るものとします。

第 27 条（合意管轄）

本約款に関して紛争が発生した場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

第 28 条（その他）

本約款の定めが強行法規に違反する場合には、当該強行法規を優先して適用するものとします。

第 29 条（約款の変更）

当社は、契約者の承諾なしに本約款を改定する場合があります。その場合は、契約者は変更後の約款の適用を受けるものとします。

以上

別 表

別表① デジタルチューナー等（デジタルチューナー及びその付属品、第 2 条関係）

- デジタルチューナー
- リモコン
- 電源コード
- 取扱説明書
- オーディオ・ビデオコード
- 同軸ケーブル
- テレホンコード（10m）
- IRビデオコントローラー
- テレホンカプラー

別表② レンタル料(第 7 条関係)

スカパー！光 CS デジタルチューナー	スカパー！光 CS デジタル DVR
315円／台 (税抜価格:300 円)	945円／台 (税抜価格:900 円)

別表③ デジタルチューナー未返還損害金(第11条、第18条及び第19条関係)

契約成立日から解約日までの期間	スカパー！光 CS デジタルチューナー	スカパー！光 CS デジタル DVR
12 ヶ月未満	23,100円 (税抜価格:22,000 円)	39,900円 (税抜価格:38,000 円)
12ヶ月以上 24 ヶ月未満	18,900円 (税抜価格:18,000 円)	33,075円 (税抜価格:31,500 円)
24ヶ月以上 36 ヶ月未満	13,650円 (税抜価格:13,000 円)	22,575円 (税抜価格:21,500 円)
36ヶ月以上 48 ヶ月未満	9,450円 (税込価格:9,000 円)	13,125円 (税抜価格:12,500 円)
48 ヶ月以上	5,775円 (税抜価格:5,500 円)	8,400円 (税抜価格:8,000 円)

別表④ デジタルチューナー等レンタル回収等手数料:4,200円／台(税抜価格:4,000円)(第18条関係)

別表⑤ デジタルチューナー等交換費用(第 12 条関係)

・デジタルチューナー

契約成立日から申出日までの期間	スカパー！光 CS デジタルチューナー	スカパー！光 CS デジタル DVR
12 ヶ月未満	23,100円 (税抜価格:22,000 円)	39,900円 (税抜価格:38,000 円)
12ヶ月以上 24 ヶ月未満	18,900円 (税抜価格:18,000 円)	33,075円 (税抜価格:31,500 円)
24ヶ月以上 36 ヶ月未満	13,650円 (税抜価格:13,000 円)	22,575円 (税抜価格:21,500 円)
36ヶ月以上 48 ヶ月未満	9,450円 (税込価格:9,000 円)	13,125円 (税抜価格:12,500 円)
48 ヶ月以上	5,775円 (税抜価格:5,500 円)	8,400円 (税抜価格:8,000 円)

・リモコン

スカパー！光 CS デジタルチューナー	スカパー！光 CS デジタル DVR
1,365円／一式 （税抜価格：1,300 円）	2,100円／一式 （税抜価格：2,000 円）

・電源コード

スカパー！光 CS デジタルチューナー	スカパー！光 CS デジタル DVR
840円／一式 （税抜価格：800 円）	1,050円／一式 （税抜価格 1,000 円）

・取扱説明書

スカパー！光 CS デジタルチューナー	スカパー！光 CS デジタル DVR
1,470円／一式 （税抜価格：1,400 円）	2,100円／一式 （税抜価格：2,000 円）

・オーディオ・ビデオコード

スカパー！光 CS デジタルチューナー	スカパー！光 CS デジタル DVR
840円／一式 （税抜価格：800 円）	840円／一式 （税抜価格：800 円）

・同軸ケーブル

スカパー！光 CS デジタルチューナー	スカパー！光 CS デジタル DVR
840円／一式 （税抜価格：800 円）	840円／一式 （税抜価格：800 円）

・テレホンコード（10m）

スカパー！光 CS デジタルチューナー	スカパー！光 CS デジタル DVR
840円／一式 （税抜価格：800 円）	840円／一式 （税抜価格：800 円）

・IRビデオコントローラー

スカパー！光 CS デジタルチューナー	スカパー！光 CS デジタル DVR
2,100円／一式 （税抜価格：2,000 円）	―

・テレホンカプラー

スカパー！光 CS デジタルチューナー	スカパー！光 CS デジタル DVR
840円／一式 （税抜価格：800 円）	840円／一式 （税抜価格：800 円）

別表⑥　工事費（第6条、第8条及び第18条）

・オプティキャスト施設利用サービス契約に基づく基本工事と同時工事の場合

	工事費
標準取り付け工事※	5,250円／台 （税抜価格：5,000 円／台）
標準外取り付け工事 （特殊工事等）	実　費

※オプティキャスト施設利用サービス契約に基づく標準工事と同時工事の場合は、１台目無料

・オプティキャスト施設利用サービス契約に基づく基本工事と同時工事にならない場合

	工事費
派遣費	4,200円 （税抜価格：4,000 円）
標準取り付け工事（１台目）	4,725円 （税抜価格：4,500 円）
標準取り付け工事（２台目以降）	3,150円／台 （税抜価格：3,000円／台）
標準外取り付け工事 （特殊工事等）	実　費
デジタルチューナー 取り外し工事	3,150円／台 （税抜価格：3,000円／台）

別表⑦　支払日及び支払方法（第 7 条及び第 9 条関係）

１．支払日

現金振込または指定口座からの自動引き落としの場合、原則として契約成立日の翌月または翌々月 26 日（当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日）。クレジットカードの場合、各クレジット会社との約定日。

２．支払方法

当社が発行する払込取扱票に基づく現金振込、クレジットカード又は指定口座からの自動引き落とし等の方法により支払って頂きます。

以上